

国際交流課
税 務 課
会 計 課

規 則

長野県聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和 8 年10月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第51号

長野県聴聞規則の一部を改正する規則

長野県聴聞規則（平成 6 年長野県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

コンプライアンス・行政経営課

長野県行政手続条例第16条第 4 項等の規則で定める方法を定める規則をここに公布します。

令和 8 年10月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第52号

長野県行政手続条例第16条第 4 項等の規則で定める方法を定める規則

長野県行政手続条例（平成 8 年長野県条例第 1 号）第16条第 4 項（同条例第23条第 3 項（同条例第26条後段において準用する場合を含む。）及び第30条において読み替えて準用する場合並びに長野県職員退職手当条例（昭和28年長野県条例第67号）第14条第 4 項、第15条第 5 項、第16条第 3 項及び第17条第 8 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（長野県行政手続条例第16条第 4 項に規定する公示事項をいう。第 1 号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続することができ、正常に通信することができる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第 2 条第 1 項第 9 号の 5 のイに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

コンプライアンス・行政経営課

長野県景観規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和 8 年10月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第53号

長野県景観規則の一部を改正する規則

長野県景観規則（平成 4 年長野県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「次」を「次の各号」に改め、同項第 4 号中「以下」の次に「であり、かつ、築造面積1,000平方メートル以下」を加え、同項第 5 号中「築造面積」を「面積」に改める。

別表第 1 の電気供給又は電気通信のための施設の建設等の項中「もの」の次に「又は築造面積1,000平方メートルを超えるもの」を加え、同表の太陽光発電施設の建設等の項中「築造面積」を「面積」に改める。

別表第 2 の浅間山麓景観育成重点地域の項及び八ヶ岳山麓景観育成重点地域の項中「8メートル以下」の次に「であり、かつ、築造面積20平方メートル以下」を加え、「築造面積の」を「面積の」に改め、同項の次に次のように加える。

木曽谷・御嶽景観育成重点地域	(1) コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	当該建築物の高さ13メートル以下であり、かつ、当該行為に係る部分の床面積150平方メートル以下であるもの
	(2) 自動車車庫の用途に供する施設	(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積200平方メートル以下であるもの
	(3) 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設	(3) 第 2 欄の(1)から(4)までに掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ13メートル以下であり、かつ、築造面積20平方メートル以下であるもの
	(4) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	(4) 第 2 欄の(5)に掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ 8 メートル以下であり、かつ、築造面積20平方メートル以下であるもの
	(5) 電気供給又は電気通信のための施設	(5) 第 2 欄の(6)に掲げる工作物の建設等	当該工作物に係る太陽電池モジュールの面積の合計20平方メートル以下であるもの
	(6) 太陽光発電施設	(6) 第 2 欄の(7)に掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ 5 メートル以下であるもの
	(7) この欄の(1)から(6)までに掲げる工作物以外の工作物	(7) 土石の採取又は鉱物の掘採	地形の外観の変更に係る土地の面積300平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ 1.5 メートル以下であるもの
		(8) 法第16条第 1 項第 3 号及び政令第 4 条第 1 号に掲げる行為（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）	変更に係る土地の面積300平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ 1.5 メートル以下であるもの
		(9) 政令第 4 条第 4 号に掲げる行為	その高さ 3 メートル以下であり、かつ、その用に供される土地の面積100平方メートル以下であるもの

別表第 2 の国道147号沿道景観育成重点地域の項及び高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域の項中「8メートル以下」の次に「であり、かつ、築造面積20平方メートル以下」を加え、「築造面積の」を「面積の」に改める。

様式第 1 号中

「

築 造 面 積	m ²
---------	----------------

」

を

「

築 造 面 積	m ²
面 積	m ²

」

に改める。

様式第 2 号の建築物又は工作物に係る行為の場合中

「

高 さ	m
------	---

」

を

「

面 積	m ²
高 さ	m

」

に改める。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の長野県景観規則の規定は、令和 9 年 5 月 2 日以後に着手する行為について適用し、同日前に着手する行為については、なお従前の例による。

都市・まちづくり課

長野県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和 8 年10月22日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第11号

長野県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会聴聞規則（平成 6 年長野県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育政策課

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和 8 年10月22日

長野県公安委員会委員長 矢ヶ崎 学

長野県公安委員会規則第 7 号

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 8 年長野県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第16条第 3 項後段」を「条例第16条第 4 項後段」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警 務 課